

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休む日、
が翌日
の翌日）

目次
◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部

を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（口座振替の方法による個人の事業税等の納付）

第十四条の二 個人が行なう事業に対する事業税の納税者で、その者が納付すべき個人が行なう事業に対する事業税及び個人が行なう事業に対する事業税の納税者が所有する自動車に係る自動車税を地方自治法施行令

（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十五条の規定による口座振替の方法によつて納付しようとする者は、第十一号様式の四による県税口座振替依頼書を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に、第十一号様式の五による県税納付書送付依頼書を課税地を管轄する所長にそれぞれ提出しなければならない。

第二十二條第二項中「指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）を「指定金融機関等」に改める。

第十一号様式の三の次に次の二様式を加える。

収入印紙
 (納税貯蓄組合員が
 納税準備預金を指
 定預金口座にする
 場合は不要です。)

県税口座振替依頼書

県税

年 月 日

(取扱金融機関)

御中

住所

番地

氏名

Ⓜ

(電話

番)

県税
事務所名

税目

個人事業税・自動車税

上記について口座振替の方法によつて納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼
 します。

記

- 1 口座振替開始日 年 月 日 から
- 2 貴店が上記県税事務所から納付書の送付を受けたときは、(1) 所定の納期の最終日、(2) 納期の属する月の日に納付
 書に記載の金額を5の指定預金口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。
- 3 2による指定預金口座の払出に当たっては、当座勤定取引約定書の規定、普通預金規定又は納
 税準備預金規定にかかわらず、小切手の振出又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳若しくは
 納税準備預金払戻請求書の提出をしないこととします。
- 4 指定預金口座の残額が振替日において納付金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却
 してください。
- 5 指定預金口座

預金の種別	口座番号	（ふりがな） 名義	取引印
普通預金			
当座預金			
納税準備預金			

金融機関承諾印		県税納付書送付依頼書				*索引	金融機関			
口座番号(普.当.納)							年 月 日		納税貯蓄組合	
住所		(郵便番号)	氏名		Ⓜ					
納付書送付先金融機関名		所属納税貯蓄組合名		納税貯蓄組合		該当するものを囲んでください。	(1)口座振替			
上記金融機関の所在地		取扱開始日		年 月 日から			(2)振替納付委託			
口座振替(振替納付委託)で納付する県税	個人事業税	自動車税もあわせて取扱いの対象とされる人だけ記入してください。	自動車登録番号	車種	乗車定員	最大積載量	排気量	軸距	車名	*税率
				型 輪	人	Kg	ℓ			
<p>上記以外の自動車に係る自動車税で、この口座振替(振替納付委託)開始日以降に、あらたにわたくしに課税されることとなるものについても、口座振替(振替納付委託)の方法による納付をします。</p>										
<p>年 月 日以降納期が到来する県税の納付について、口座振替(振替納付委託)の方法によつて納付をしたいので、わたくしあてに送付される納付書は、上記の金融機関あて送付してください。</p> <p>鳥取県 部県税事務所長 殿</p>										
<p>(注) 1 この依頼書は正副2通を作成し、県税口座振替依頼書又は県税振替納付委託依頼書を提出した金融機関の承諾印を受け、正本を県税事務所に提出し、副本を保管してください。</p> <p>2 *印欄は記入しないでください。</p>										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]